茨城県

水戸那珂地域森林計画変更計画書

（水戸那珂森林計画区）

計画期間 自　令和７年４月１日
至　令和17年３月31日

令和７年　月　日

茨　　城　　県

Ⅱ　計画事項

第３　森林の整備に関する事項

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準に関する指針

木材等生産機能維持増進森林	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。 このうち、人工林が過半を占める林班又は経営を行う一体的なまとまりがあり、林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を特に効率的な施業が可能な森林の区域として、必要に応じて定める。ただし、災害が発生するおそれのある森林を除く。 なお、区域の設定に当たっては、市町村が定める地域の状況を勘案した条件を設定できる。